

会 議 録

会 議 名	令和 2 年度瑞穂町都市計画審議会（第 1 回）
日 時	令和 2 年 6 月 30 日（火）午前 10 時 00 分～12 時 02 分
場 所	庁舎 4 階 委員会室
出 席 者	<p>会 長 田中康久</p> <p>委 員 内野徹也、吉野ゆかり、上野勝、石川修、下野義子、村上嘉男、山崎栄、高宮恭一、村岡恒典、大成浩司(柳下一利委員[福生警察署長]の代理)、大沢昌玄</p> <p>事務局等 杉浦町長、村山都市整備部長、古川都市計画課長、長谷部下水道担当主幹、村下下水道係長、渡辺区画整理係長、早津計画係長、加村計画係主任</p>
欠 席 者	なし
会議内容	<p>議 事 （継続審議）</p> <p style="text-align: center;">諮問第 1 号 瑞穂町都市計画マスタープランの改定について</p> <p style="text-align: center;">報告事項(1) 都市計画関連事業について</p>
傍 聴 者	なし
配布資料	別紙のとおり
会 議 内 容	

1 開 会

[村山都市整備部長]

ただ今から令和 2 年度瑞穂町都市計画審議会第 1 回を開催します。

委員 12 名中、本日出席の委員は 12 名です。瑞穂町都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、2 分の 1 以上の出席を満たしておりますので、本日の審議会は成立しました。

2 挨拶

[杉浦町長] . . . 町長挨拶省略 . . .

3 議 事

[田中会長]

継続審議事項である諮問第 1 号「瑞穂町都市計画マスタープランの改定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

[古川課長]

資料 1-1 をご覧ください。瑞穂町都市計画マスタープラン全体構想（素案）の公表及び意見募集結果についてです。令和元年度に策定した全体構想（素案）について、意見募集、パブリックコメントを実施しました。公表の期間ですが、令和 2 年 4 月 10 日から 30 日までの 20 日間行いました。町広報・ホームページで周知を行ったほか、町議会議員に対しては 3 月の全員協議会で周知しています。公表及び縦覧については記載のとおりです。意見提出の状況についてですが、3 者からの意見提出がありました。所属等については記載のとおりです。意見の概要は後ほど説明します。縦覧の状況についてですが、窓口での縦覧は元狭山コミュニティセンターで 2 件という状況です。町ホームページの縦覧件数については、20 日間で 61 件となっています。次に、まちづくり懇談会についてです。全体構想の説明、地区ごとの現状や課題について、住民との懇談の機会として 4 月下旬の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染対策のため、開催を中止しています。なお、9 月頃の延期開催に向けて、内容の検討を行っている状況です。次に、資料 1-2 をご覧ください。瑞穂町都市計画マスタープラン全体構想素案に対する意見（まとめ）と町の考えについて説明します。意見提出の状況でご説明したとおり、3 者からの意見提出があり、町で意見を整理し、29 件のご意見としてまとめました。出された意見をいくつか抽出してご紹介します。栗原土地区画整理についての意見です。表中・左の列、表ナンバー No. 1、No. 26 ですが、区画整理区域内のゾーンについて、住宅ゾーンから工業・流通ゾーンに見直してほしいとの意見が出されています。こちらについては、以前から栗原土地区画整理準備会で見直しが検討されています。今後準備会による地権者に対しての見直しの説明がされることとしており、改定素案の策定に向け、今後、見直しについて準備会と調整を図っていきます。次に、市街化区域の拡大や今後の市街地整備についての意見です。表ナンバーは、NO. 9、NO. 25 です。今回の都市計画マスタープランでは、以前から市街化区域への編入が位置づけられていた栗原地区、西平地区に加えて、今回新たに、武蔵地区、国道 16 号沿道地区、青梅東端線周辺地区の、計 5 地区を市街化区域の編入を目指す地区と位置付けています。それ以外の地区の市街化区域の拡大については、将来的な都市計画マスタープランの改定の際に、社会情勢を十分考慮し検討することと考えています。次に、農業に関する意見です。表ナンバー No. 10、No. 13、No. 27 です。瑞穂町の立地特性を踏まえ、どのように農地を有効活用するか、農業振興を図るかなどについては、産業振興ビジョンや農業振興計画などの関連計画との整合を図ってまいります。次に、災害とまちづくりに関する意見です。表ナンバーは No. 24 です。現在、瑞穂町地域防災計画の改定が進められています。本日改定後の防災マップを配布させていただきましたが、瑞穂町では土砂災害等の恐れのある地域について、町中心地の広範囲に及んでいます。災害リスクの検証を進めるとともに、危険性の周知を

図ることで、新たな土地利用については町民の生命の安全を最優先とした土地利用誘導を図ります。この他の意見については、資料を参照いただきたいと思います。資料 1-1、1-2 の説明については、以上です。

資料 2 をご覧ください。瑞穂町都市計画マスタープラン策定スケジュール（概要）について説明いたします。令和 2 年度の都市計画マスタープランの策定スケジュールですが、新型コロナウイルス感染対応などにより、当初の予定から遅れています。また、今後の新型コロナウイルス感染対策や長期総合計画の策定状況などによって予定が大きく変更となる可能性があることを、ご了承願います。スケジュールの内容ですが、今年度の作業として地区別構想の策定、実現のための方途の検討が大きな柱となります。地区別構想については 8 月頃までにたたき台を作成します。9 月にまちづくり懇談会を実施し、住民意見を踏まえて地区別構想の素案を作成します。その素案を基に 11 月、12 月に東京都との協議を行い、年内までに改定の素案としてまとめる方針です。年明け 1 月に素案の公表と住民意見の募集を行い、令和 3 年 3 月末の策定を目指します。都市計画審議会については、本日を含めて計 4 回の開催を予定しております。資料 2 の説明については、以上です。

[田中会長]

資料 1-1、1-2、資料 2 の説明についてご質問等ございましたらお受けします。

[上野委員]

後でまとめて質問いたします。

[田中会長]

それでは、次の説明をお願いします。

[古川課長]

説明いたします。資料 3 をご覧ください。都市計画マスタープラン地区区分の変更について説明いたします。現行計画では、町内を中心、東、北、西の 4 地区に分割し、地区別での構想を定めています。今回の改定では、新たな地区別構想を作成するためには、まず、この地区割についてから検討しました。資料は、左側が現行計画の地区割、右側が改定案の地区割を示したものです。左側の現行計画の地区割では、地区境界が曖昧な箇所が多い状況であり、道路や字界などを境界とすることで明確化を図りたいと考えています。また、町の主要幹線道路である国道 16 号、及び新青梅街道を軸として、地区を区分することとし、更に中心地区を国道 16 号の内側に設定しました。このことにより、国道 16 号沿道の土地利用の促進や、今後の集約型の地域構造への再編として、町の中心地形成として、中心地区への集約に繋げていきたいと考えています。その他、現行計画からの変更として、北部地区

と西部地区の区割を見直しています。この見直しの基礎としては、町内会・自治会の区域に併せる形で、栗原町を北部地区、水保町を西部地区に区割しています。また、今回の地区別構想の作成にあたっては、分割した地区内の区分を、更に細分化するようなイメージで整備方針を示すことを考えています。東部地区を例にしますと、新青梅街道の北側は緑色で示した住宅地、南側は水色で示した工業地など、都市基盤の整備状況や、その方向性が大きく異なるものを1つの地区としています。このため、一つの地区を更に細分化することにより、より分かりやすい地区別構想としてまいります。資料3の説明については、以上です。また、諮問第1号の議事全ての説明についても以上となります。

[田中会長]

事務局の説明が終わりました。ご意見や質問がありましたらお願いします。また、瑞穂町都市計画マスタープランは大変重要な内容であるため、委員一人ひとりからご意見を頂戴したいと思います。

[上野委員]

私が住んでいる北部地区のうち北東部は市街化調整区域の農業振興地域が広がっている。元狭山地域は瑞穂町に合併して以来、公共施設が全く整備されず夢も希望も無い地域である。バスも3年前から無くなり、高齢者の移動手段が無い。我々が居住する地域は、町の中でも高齢化率が高いので都市計画マスタープランでは、全体のバランスを見て考えていただきたい。多摩都市モノレールの延伸を早期に実現するのは結構であるが、元狭山地域は何ら恩恵を受けない。地域が残るためには、都市基盤整備をしっかりと進めていかなければいけないと考えるが、そのような記載が一切ない。価値の無い農地が遊休農地化していくことは、地域の人間として様々な計画に関わってきたが本当に情けない思いである。各地域がバランス良く発展していくことを考えてほしい。農業だけで食べていけると言う時代は終わった。夢と希望を持った新規就農者を自立させるためにも地域のバランスの取れた発展が望まれる。まちづくり懇談会を9月に開催予定とあるが、元狭山地域は地域政策に関する反感や批判が多い地域であることは様々なアンケート調査を見てもご承知のとおりだと思う。そのような意見を反映するような都市計画マスタープランを策定していただけないと一部の地域だけ取り残されるという事態が続いているので、今後の検討では再考願いたい。

[田中会長]

地区別構想はこれから策定していくと思うが、現段階での事務局の考えをお聞かせ願いたい。

[古川課長]

現状、全ての区域に用途地域の指定がされているというわけではありません。町全体が市街化区域となり、用途地域の指定がされ土地利用されることが望ましいと考えています。ただし、現状ではプランで示すことができない状況であります。この点についてはご了解いただきたいと思います。しかし、今後農業振興計画の策定や公共交通の見直しも図っていますので、都市計画マスタープランにつきましては柔軟に見直しながら対応していきたいと思います。これがすべてではないということをご理解いただければと思います。

[上野委員]

高根地区、駒形地区が農地のままで発展するのかどうか判断できると思う。衰退していき、地域が消滅してしまったら誰が責任を取るのか。方向性を示してほしい。町の北部には都道 179 号線があるが、駒形地区は都市計画道路ではないため、歩道整備がされず取り残されている。このまま都市基盤が整備されていない地域は衰退してしまう。

[田中会長]

北部地区の積極的な土地利用を今後 20 年で進めてほしいということですが、それについて事務局から考えはありますか。

[古川課長]

都市計画マスタープランですが、今後 20 年先の都市基盤の整備を示すのではなく、20 年先を見据えた今後の方針を示すものです。随時、社会情勢等の変化により状況が変わると思いますので、柔軟に改正したいと思います。上野委員の意見については以前から伺っており、承知しております。

[上野委員]

社会情勢は、社会全体の情勢ではなく、地域の生存条件を整えるということを考えてほしい。

[村山部長]

多摩都市モノレールが北部地区まで来て駅ができるというような大きな起爆剤があれば土地活用について提案できますが、東京都都市計画区域マスタープランでは、東京都が一番の社会情勢として捉えているのが人口の減少であり、市街地の拡大について、新たな区域区分の見直しは認めないということが大前提となっています。都心から約 40 キロメートルの位置で、瑞穂町のほとんどの区域が市街化調整区域であるということは、東京都へ再三訴えています。この状況を解決するにはまず東

京都に認めていただくことが必要です。町の考えだけで市街化できる場所を勝手に選定できません。また、地域公共交通会議で公共交通の見直しについて検討を重ねていますが、都市計画マスタープランとどのように併せていくか、長期総合計画と一緒に考えながら策定しなければなりません。

[田中会長]

ありがとうございました。これからは、委員一人ひとりから忌憚のない意見をいただければと思います。大沢委員から順にお願いします。

[大沢委員]

都市計画マスタープランは1回決めたから次は20年後に見直すのではなく、社会情勢は目まぐるしく変化しておりますので適宜PDCAサイクルを行い、柔軟に見直しをできるように都市マスの最後に記載していただきたい。10年ごとに見直すのでは先を見通すことは難しいので、5年で見直すなどしてほしい。例えば、年に1度、各事業の進捗状況を確認し、都市計画審議会で把握する必要がある。事業が完了していないからといって叱責するのではなく、どのような状況に置かれているのかを都市計画審議会全体で理解する必要がある。都市計画マスタープランで20年後を示すというのは、住民に対し将来こうなるんだよと示し、叱咤激励をいただきながら必要に応じ変更していくと。例えば、自動運転が導入されたとき、まず高速道路系の物流から運用開始するだろうと言われている。高速道路のインターチェンジ付近に瑞穂町が位置しているので、流通系のニーズが一気に変化した中で臨機応変にそのニーズを受け止められる瑞穂町は重要ではないかと考えています。ただし、何が何でも見直すというのではなく、大義名分のもとで見直すことが重要と考えます。

[内野委員]

多摩都市モノレールの動きがありますが、10年ではなく、出来る限り柔軟に対応してほしい。素案に対する意見の中で、14番、15番のモノレールや自動運転について私自身も関心があります。これに関して意見を出させていただきましたが、町の考え方にもなるほどなと思っております。是非町全体のバランスが良くなるように公共交通会議の方でも十分に検討していただき、学生や交通弱者が便利になり、住んでよかったと思えるようお願いしたい。もう一点ですが、近年は集中豪雨が頻発し、瑞穂町では主に内水氾濫が各地で発生しています。担当課でもよく対応しているが、発生後の対応だけではなく、雨水をどのように処理し、広大な土地から道路へ流出を防ぐかを検討してほしい。

[吉野委員]

各地域のバランスが悪い。高沢病院も元狭山地区から箱根ヶ崎駅西へ移転すると聞いているのでバスルートの検討をお願いしたい。また、災害時には町指定の避難場所があるが、避難場所に行かなければ水や食料を受け取ることができないということが、阪神淡路大震災のときに問題となっていたので考慮してほしい。

[田中会長]

公共交通について意見がありましたが、事務局から何かありますでしょうか。

[村山部長]

令和元年度から地域公共交通会議が開催されております。福祉バスの再編について検討を進めています。

[上野委員]

瑞穂町は生産緑地制度がなく、今後の都市計画の中で位置づけていく必要がある。是非今後 20 年の中で位置づけをしてもらい、新設された用途地域の田園住居地域は瑞穂町にふさわしい用途地域だと思うので検討は必要と考える。高沢病院の移転により約 9,000 戸ある地域に病院が 1 件もない地区となる。町の医療従事者数も東京都で最下位。歯科医院 8 件、個人開業医院 8 件ですが、町内居住者は 2 件のみ。近隣の入間市宮寺地区は小学校がなくなる。医者も文教施設もない状況。農業振興地域で土地利用に縛りをかけているが東京都からは一切補助がない。農業振興地域の大半は瑞穂町にあるため、政策の土台にすらあがらない。農業振興地域の指定を残すのであれば、それに対し暮らしていけるような政策をとっていただきたい。

[高宮委員]

地区ごとの特性に応じた災害に強いまちづくりを推進していただきたい。

[大成交通課長]

地域の活性化に伴い、道路の安全性を精査しなければならない。地域の治安や交通安全対策を広げていけば住みよいまちとなると思います。

[村岡委員]

グランドデザインや区域マスタープランで緑地の保全について謳われています。生産緑地として残すことも大事ですが、一度指定してしまうとなかなか解除もできないので、よく検討した上で決定していただきたい。区域区分について、話がありましたが、区域マスタープランで瑞穂町の位置づけがありますので、区画整理事業などとセットで考えていただきたい。また、立地適正化計画など地域ごとメリハリのある土地利用並びに公共交通を考えていただきたい。

[山崎委員]

北部地区の町内会長と意見交換をした際、雨天時に駅までの交通機関がないため、若い人たちが永住する魅力がなくなっているので町は対策を考えてくれと意見があった。私の住んでいる東部地区は都市計画公園の整備がされていない。今後見直しを行うのか。また、福 3・5・17 号線は地区別の幹線について謳っているが、20 年後を見据えた中でいつ頃完成させるのか想定しておかないと、新青梅街道の工事が始まったときに通過交通量が分散されず、大渋滞となってしまうのではないかと。

[田中会長]

質問が 2 点ありました。都市計画公園と福 3・5・17 号線の整備について、事務局から回答をお願いします。

[古川課長]

都市計画公園のいくつかは都市計画決定のみされている状況です。駅西及び殿ヶ谷の区画整理事業区域内の都市計画公園は区画整理事業で整備していきます。これに伴い、町全体の公園及び都市計画公園について見直しを図ろうとしております。また、福 3・5・17 号線ですが、石畑地区及び殿ヶ谷地区については都市計画決定のみで事業決定されていません。いつやるかと明言できない状況です。

[山崎委員]

都市計画道路の整備については、整備するよう東京都へ要請はできないのか。

[古川課長]

都市計画道路の整備は幅員等に応じて施行者が変わります。当該路線については町施行で行う予定です。

[村山部長]

現在、新青梅街道の南側に併走する福 3・5・24 号線の整備を進めている状況です。残りの地権者と交渉を粘り強く続けている状況であり、完成による渋滞緩和を期待しています。また、公園について、例えば墓地区域が都市計画公園区域に指定され、整備が困難な箇所もあるので都市計画課や建設課と見直しを検討しているところです。

[村上委員]

都市計画決定をして建築に制限をかけている状況は、地権者にとって大きな負担となる。また、モノレールが来ることによって町は大きく変わっていくと思うが、

地区ごとに必要な公共施設を配置し、公共交通を配備することを考えてほしい。

[下野委員]

農業振興や緑地保全も大事と考えるが、そこに生活する人が振興するには効率よく活用できるようにすべき。長岡地区では農地の集約がされているが、駒形地域は小規模の農地であるため、効率的な農業が推進できていない。また、近年の降雨災害について対策するために道路整備と雨水対策をセットで検討してほしい。都市計画道路について、町道7号線が狭隘で危険であるため、一部土地が確保されている福3・5・25号線の整備を推進すべき。道路ができれば、その近隣の土地活用の幅が広がるので検討してほしい。

[石川委員]

市街化調整区域内の農地も遊休農地が増えているが、農地に関する問題を町は住民意見を東京都に対して積極的に伝えていくべき。東京都の考え方に迎合した都市計画マスタープランというような印象を受ける。都市計画道路にしてももっと町として積極的進める姿勢を見せるべき。

[古川課長]

懇談会を9月に実施して住民意見を十分に反映していきたいと考えています。区域マスタープランの策定の際に東京都と協議した中で、ある地域を市街化調整区域から市街化区域へ編入したいと申し上げたところ、東京都からここには道路があるか尋ねられました。まずは都市基盤を整備して市街化区域編入を検討してはと指導がありました。都市計画道路を整備すれば必ず市街化区域へ編入できるわけではありませんが、重要な位置づけであるという印象を受けました。地区別構想についても、住民意見を取り入れたものにしたいと考えております。

[石川委員]

福3・5・17号線は、着手中の区間と整備済みの区間がある。武蔵村山市では岸までは完成しているので、未着手の部分について整備方針をマスタープランに入れるべきではないか。

[古川課長]

都市計画マスタープランにおいて、都市計画道路は整備するという位置づけです。現在、福3・4・4号線を東京都が渋滞緩和を目的として整備しています。また、多摩都市モノレールも調査に向けた動きがあります。公共交通の導入と道路の拡幅による住宅地の通過車両の変化を確認し、いつ整備するか判断することが必要と考えています。

[田中会長]

資料3で、地区別構想について若干の変更がありました。現行の都市計画マスタープランにおいてどの程度進んでいるのかお聞きしたい。次に、現行の都市計画マスタープランでは「検討」や「土地利用を図っていきます」と記載されている項目について、改定後はどのように記載をしていくのか。改定版では検討結果をどのように記載するのかお聞きしたい。

[古川課長]

現行プランの進行管理についてですが、令和元年度に各部署からヒアリングを行い、関連する部分がどのように進行しているのか確認いたしました。数値など具体的な評価ができるものはほとんどありませんでした。具体的な評価ができたものは、現在2箇所です。事業中の区画整理事業についてと、都市計画道路の整備についてです。今回のヒアリングで、各事業の進行管理ができていなかったということを痛感しました。改定後のマスタープランでは進行管理を行うことを明記し、5年、10年ではなく随時進行を把握していきたいと思っております。次に、検討という記載についてですが、前回の記載から検討した結果を加味して記載をしていきたいと考えております。

[田中会長]

中心地区の狭山池緑地北側の田園地区を市街化区域へ編入していくための検討を行うというのはどのあたりを指すのか。今回の地区別構想の中心地区を見ると、この場所は「みずほの郷交流拠点」と位置付けられている。これは市街化調整区域のままとするのではないのか。この地区は現行の都市計画マスタープランでは検討し市街化編入を目指すと記載しているが「みずほの郷」と名称を変えて保全する方針に変更している。以前、素案に対する意見照会で、なぜ市街化区域にしないのか尋ねたら、ここは緑地を保全していくと回答があった。長期総合計画の住民意識調査で、都市基盤整備に関する項目は全てマイナスの評価を受けている。過去4回の調査でも不満を表す回答となっているため、地区別構想の内容が住民に理解されていない。調査結果で住民の不満が見えているのに施策に反映されていない。ただ計画を作るだけではなく、重要な施策はしっかりと進行管理していくべき。

[村山部長]

住民意識調査の回答をしっかりと受け止め、将来都市像を作り上げていきます。すべての地域を同水準に整備することは困難ですが、地区別構想の中でバランスを見て皆様にお示ししたいと思っております。現行の都市計画マスタープランでの「検討します」という記載については、策定後20年の中で検討するものや一定の条件が整

った段階で検討を開始するものがありますので、改定後のマスタープランではわかりやすい表記となるようにします。

[田中会長]

現行の地区別構想で市街化区域編入に向けた検討をすると記載している部分については、今後どのように記載する予定か。特に中心地区の北側や北部地区においては土地利用に関する要望が強い。

[古川課長]

今回の地区別構想については、まず線引きを変更いたします。中身の記載も変更する予定です。9月に開催予定の懇談会で住民意見を取り入れながら随時見直しを図る予定です。

[大沢委員]

今回、新型コロナウイルスにより社会情勢に影響が出ています。新型コロナウイルスに関する対策について何も記載しなくてよいのか。情報通信技術と都市の関係をどこかで示すべきでは。情報通信技術の向上は生活の不便さの解消にも繋がっており、今回の新型コロナウイルスの感染拡大でパニックにならなかったのは、情報通信技術がある程度構築されていたことと物流を支える都市基盤がしっかりしていたことが一つの要因といえる。スマート化というように表現するが、ITを駆使したものが20年後はもっと推進されるはずなので新型コロナウイルス騒動を受けて在り方がどう変わったか記載をすべき。若年層に向けて、都市として自由に使える情報インフラが整っていることや情報通信技術を使いこなせている姿勢を見せないと、若年層の流出を防げなくなってしまう。同時に都市としての魅力の一つに繋がる。都市計画マスタープランにスマートシティという観点を追加することが必要であり、具体的にどう利用するかというのは長期総合計画の方になってしまうと思います。

[田中会長]

たくさんの意見をいただきましてありがとうございます。次に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、この諮問につきましては継続審議といたしますので、次回もよろしくお願いします。

4 報告事項

[田中会長]

報告事項(1)「都市計画関連事業について」事務局より報告をお願いします。

[古川課長]

都市計画関連事業について3点ご報告いたします。1点目は「都市計画全般について」、2点目は「区画整理事業について」、3点目は「下水道事業について」でございます。1点目都市計画全般についてです。報告1の資料をご覧ください。東京都都市計画区域マスタープランの改定についてご説明します。区域マスとも呼ばれますが、正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となります。東京都では平成30年度から、この区域マスの改定作業に取り組み、町も東京都との協議を重ねてきました。今回、お配りしている資料は、5月29日に公表された区域マスタープランの原案の概要版(A3)と、原案のうち町の記載の部分のみを抜粋したもの(A4)です。報告1(A4)をご覧ください。区域マスタープランの(原案)となります。瑞穂町内の具体的な地区について記述した部分を抜粋したものです。恐れ入ります85ページをお開きください。下から2段目の枠には、新青梅街道の沿道に関する記述がされています。1枚おめくりいただき、92ページをお開きください。上から2段目の枠です。殿ヶ谷については、以前は「殿ヶ谷から武蔵」と記載されていましたが、武蔵が独立して記述されたため殿ヶ谷のみの記述となっています。箱根ヶ崎については、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面の延伸を見据えてと追記されています。武蔵地区については新たに分割して記述されたもので、多摩モノレール箱根ヶ崎方面延伸等、交通アクセスの充実を見据えつつ、既存工業団地と一体的な産業拠点形成とし、市街化区域編入について記述されています。栗原地区・西平地区については、現行プランからの修正等はありません。以上のように、武蔵地区の産業地形成に向けた市街化区域の編入が、東京都の区域マスタープランに新たに位置付けられています。次に報告2の資料をご覧ください。瑞穂町宅地開発等指導要綱の改正についてご説明します。令和2年5月15日で要綱の内容について改正しましたので報告いたします。主な改正点については、資料記載のとおりですが、参考に新要綱について配布させていただきます。なお、新要綱は6月1日から施行としています。1点目、都市計画全般については以上です。次に2点目、区画整理事業について報告します。報告3の資料、区画整理事業道路整備状況図(A3)をご覧ください。現在施行中の土地区画整理事業、2地区の進捗状況について報告させていただきます。資料1枚目、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業です。箱根ヶ崎駅西地区は、施行面積が27.4ヘクタールで、事業期間は令和5年3月までです。施行形態は、町施行になります。図面の黄緑色に着色した路線は、既に整備が完了した路線になります。また、赤色は、令和元年度に整備、完了した路線です。現在の進捗率ですが、街路築造で約86パーセント、建物移転につきましては約97パーセントになります。資料2枚目、殿ヶ谷土地区画整理事業です。殿ヶ谷地区の施行面積は38.8ヘクタールで、事業期間は令和7年3月までです。施行形態は、組合施行になります。先程と同様に、図面の黄緑色に着色した路線が既に整備が完

了した路線になります。また、赤色は令和元年度に整備、完了した路線です。現在の進捗率は、街路築造は約 84 パーセントで、建物移転につきましては約 87 パーセントになります。2 点目、区画整理事業については以上です。次に 3 点目、下水道事業について説明をいたします。

[長谷部主幹]

お手元の資料、報告 4 をご覧ください。下水道事業は、お手元資料の色が塗られている地域が事業認可区域です。事業認可面積は 930.87 ヘクタールございまして、整備済みの区域が 819.5 ヘクタール、整備率が 88 パーセントとなっています。人口普及率で表すと、総人口 32,692 人に対して下水道が使用できる区域内の人口が 32,078 人ですので、98.1 パーセントとなります。令和元年度は市街化調整区域内の未普及解消として約 1,420 メートルの污水管を敷設いたしました。資料の長岡地区と元狭山地区に緑色で示している箇所です。市街化調整区域内の整備は平成 18 年 3 月に 82.5 ヘクタール、平成 27 年 3 月に 99.77 ヘクタールを拡大し、合計で 182.3 ヘクタールの事業区域となっております。令和 2 年度工事ではほぼこの工事区域の整備が完了見込みとなります。市街化区域では、殿ヶ谷土地区画整理区域内及び新青梅街道拡幅関連の整備を 470 メートル施工いたしました。資料には緑色の線で示した箇所です。また、駒形汚水中継ポンプ場へ不明水の流入を抑制するための不明水対策工事としてマンホール内の内面補修工事を 17 箇所施工しました。図では赤色の丸で示した箇所です。この工事は平成 29 年の台風による大雨の影響により駒形汚水中継ポンプ場へ大量の不明水が流入し、ポンプ場からの送水に支障が出たため調査を実施し、対策工事を実施したものです。説明は以上です。

[田中会長]

ご質問等ございましたらお願いします。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。本日の議題はすべて終了しました。委員の皆様には貴重なご意見をいただきありがとうございました。

5 そ の 他

[古川課長]

次回の日程です。次回第 2 回の都市計画審議会を 8 月または 9 月頃の開催を予定しています。日程は改めて通知します。

6 閉 会

[村山部長]

これもちまして、令和 2 年度、瑞穂町都市計画審議会第 1 回を閉会といたします。